

ふくしんの現況

DISCLOSURE 2012

ディスクロージャー



福江信用組合

ごあいさつ

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご支援とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

このたび、当組合の平成23年度の事業内容ならびに経営の状況を取りまとめた「2012ディスクロージャー誌」を発刊いたしました。本誌により私ども福江信用組合に対するご理解を賜れば幸いです。

平成23年度を振り返りますと、我が国経済も年度前半には回復の兆しも見られましたが、昨年夏以降は欧州債務問題を背景に金融・株式市場は不安定さを増しました。欧州各国がギリシャ政府に対し金融支援をするという合意に達し、当面の危機は回避できましたが、ユーロ圏の中には深刻な債務問題を抱えている国がいくつかあり予断を許さない状況が続いています。

信用組合業界を取巻く経営環境は、地方経済が低迷する中、企業収益が圧迫されており、依然として厳しい状況にあります。一方、地元経済ですが公共工事の削減や人口の減少にともない、依然として民間企業の資金需要の低迷が続いており、本格的な回復には程遠い状況にあります。

昨年はおかげさまで、融資の残高を13年ぶりに50億円の大台に回復することができました。当組合も地元の金融機関として、金融を通じ地域経済の活性化にどう関わっていくか真価が問われているという思いがいたしております。

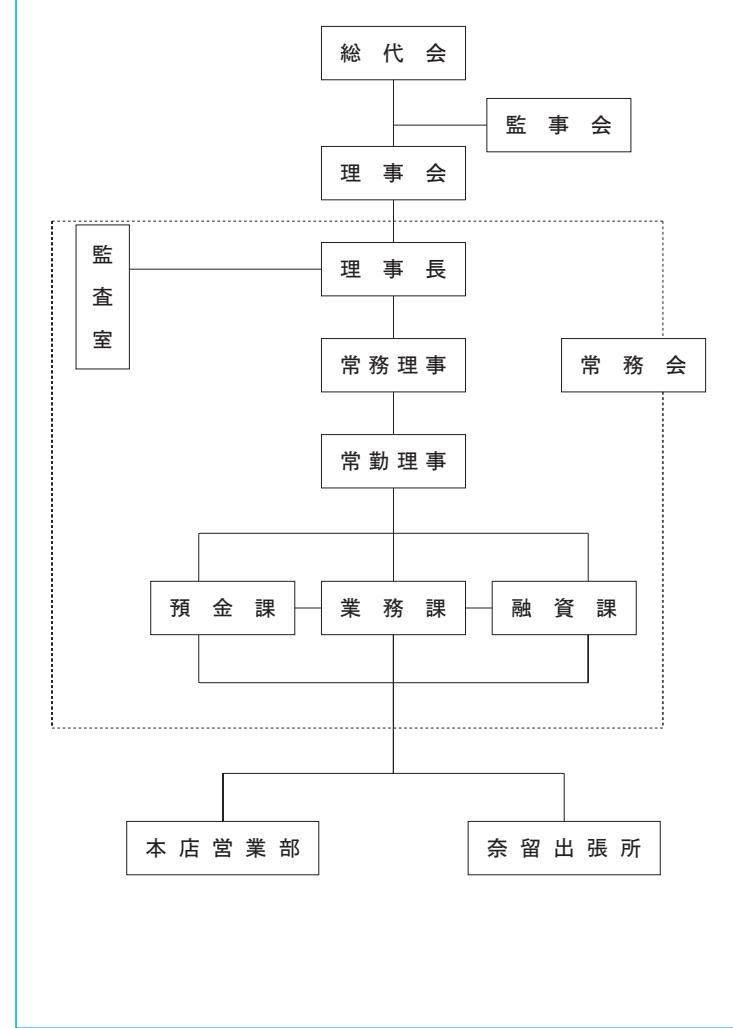
これからも、地域に根ざした金融機関としてなくてはならない存在になるために役職員一丸となり業務に邁進して参りますので引き続きご協力、ご支援を賜りますようお願ひいたします。

平成24年7月



理事長 野口喬史

事業の組織



当組合のあゆみ（沿革）

昭和32年4月	創立総会
昭和32年6月	福江市福江町19番地五島商工会議所一階にて業務開始
昭和35年8月	福江市福江町692番地3（店舗を市の中心部へ移転） 営業地区的変更（福江市一円を福江市、岐宿町、三井楽町、富江町、玉之浦町、奈留町の区域へ拡大）
昭和37年9月	福江市大火にて類焼
昭和38年12月	本店店舗落成移転（現在地）
昭和43年9月	奈留出張所業務開始（奈留町浦郷1818-4）
昭和63年11月	自営オンライン（日本オリベッティ）導入
平成4年10月	全国信組共同オンライン（SKC）加盟
平成6年4月	現金自動支払機設置
平成15年8月	本店隣接地購入、駐車場設置
平成15年12月	現金自動預払機年間フル稼働実施
平成16年8月	1市5町の合併により住所表示及び営業地区表示の変更
平成17年7月	本店店舗の増改築
平成19年6月	創立50周年
平成21年5月	郵貯銀行とATM提携

《歴代理事長》

初代理事長	釜口房章（昭和32.6～昭和43.12）
第二代理事長	平山昇（昭和44.5～昭和45.5）
第三代理事長	郡家蔵一郎（昭和45.5～昭和51.5）
第四代理事長	山口郁男（昭和51.5～平成6.5）
第五代理事長	藤田七郎（平成6.5～平成12.6）
第六代理事長	川口翊四郎（平成12.6～平成18.6）
第七代理事長	野口喬史（平成18.6～）

役員一覧（理事及び監事の役職・氏名）

平成24年7月現在

理 事 長	野 口 喬 史
常務理事	野 貞 方 英 世
常勤理事	山 本 一 夫
理事	才 津 琳 央
理事	小 石 薫 誠
理事	柿 森 誠
監事	出 口 耕 三
監事（員外監事）	小 林 正 治

※役員等の兼職等は該当ございません。

職員の状況（役員、臨時雇用者を除く）

男子8人、女子5人、計13人



本店窓口風景

事業方針（当組合の考え方）

■基本方針

「ふくしん」は、協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、健全なる経営を維持し、豊かな地域社会づくりに奉仕します。

■経営方針

「ふくしん」は、地域の皆様に信頼され、愛される金融機関として社会的、公共的使命を果たすため、次の点を経営方針としています。

① 地域に根ざし、地域社会とともに発展する

お客様のお役に立つをモットーに、地域になくてはならない信用組合として独自性を發揮します。

② 法令等遵守（コンプライアンス）の精神を基本とする

お客様の信頼を得るために、倫理観のある行動に徹します。

③ 健全で信頼される信用組合となる

自己責任の基に経営の効率化を図り、適正なリスク管理体制を構築し、自己資本の充実に努めます。

④ 人材の育成と明るい職場をつくる

役職員ひとりひとりが信用組合の顔であり、質の高い金融サービスを提供し、信用組合理念を実践する人材の育成に努めます。

■福江信用組合の概要

設立	昭和32年6月	組合員数	2,697人
出資金	202百万円	常勤役職員数	16人
店舗数	2店	貸出金	5,077百万円
預金	9,001百万円	自己資本比率	8.08%
純資産	338百万円	営業区域	五島市一円

（平成24年3月末現在）



本店建物外観

平成23年度の経営環境と事業概況

●金融経済環境

平成23年度の我が国経済は、3月に発生した東日本大震災からの懸命な復旧・復興に向かってスタートし、復興需要等により景気は回復基調になると思われたが、夏以降からギリシャ問題等から世界経済の低迷、急速な円高の進行により、景気の回復は穏やかなものとなった。

このような状況の中、民間金融機関を取り巻く金融環境は、資金需要の低迷、資金利鞘の縮小、資金運用収益の減少等、依然として厳しい状況が続いている。

下五島地域においても、観光客数の減少に歯止めがかかり、前年比プラスに転じる等明るい材料も見られるが、景気浮揚には程遠く地場産品の売り込み等手探りの努力が重ねられている。

◎収支・損益の状況

資金調達及び資金運用利回りが低迷している中ではあったが、貸出金平残の伸びが利息収入の増加に繋がり、資金運用収支は増加した。経費は前期比増減なしであったが、不良債権処理では個別貸倒引当金繰入8百万円に対し、一般貸倒引当金繰入は5百万円の戻入益となりました。

業務純益は債券償却した前期に比べ51百万円増加し30百万円、経常利益20百万円、当期純利益16百万円を計上できましたが、その他有価証券評価損58百万円計上のため、今期も出資配当原資を確保できませんでした。

自己資本額は22百万円増加しましたが、リスク・アセットも569百万円増加し、弾力化適用後の自己資本比率は8.08%（前期比0.51%減）となりました。

◎事業の展望及び対処すべき課題

2012年は国連が定めた国際協同組合年です。協同組織金融機関である信用組合は、個人及び中小企業者からなる組合員への円滑な資金供給等、金融を通じた相互扶助の精神により、組合員の生活の向上、地域社会への貢献を目指しております。これらの目的・課題に対応していくためには、堅固な経営体力と社会的な健全性が最も重要です。

当組合では、現下の厳しい経済・金融環境の中で、こうした取組を実効性あるものとするため、人材の育成、融資推進強化策等による収益力の強化、コンプライアンスやリスク管理・内部管理態勢の一層の整備・充実を図り、経営の健全性の維持・確保に向け、尚一層の努力を重ねて参ります。

◎預・貸金の状況

・預金については、定期性預金が期末に向けて落込みがあったものの、流動性の普通預金が伸びて預金全体では期末残高、期中平残いずれも前期比増加いたしました。

期末残高 9,001百万円（前期比59百万円、0.66%増）

期中平残 9,043百万円（前期比320百万円、3.66%増）

・貸出金については、地域内の資金需要が低迷している中で、高齢者福祉・介護事業者への設備や新規開業等の資金壳込みなど資金需要の掘り起こしを図り、貸出金残高は末残、平残とも前期比大きく増加しました。

又、住宅・教育・消費資金など個人ローンにも積極的に取組み、残高増加できました。

期末残高 5,077百万円（前期比593百万円、13.22%増）

期中平残 4,694百万円（前期比262百万円、5.91%増）

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部

科 目	平成22年度	平成23年度
現 金	110,469	153,888
預 け 金	2,929,886	2,297,615
有 價 証 券	1,857,862	1,935,288
国 債	202,276	99,210
社 債	436,154	650,412
株 式	4,780	4,280
そ の 他 の 証 券	1,214,651	1,181,386
貸 出 金	4,484,227	5,077,763
手 形 貸 付	479,037	671,586
証 書 貸 付	3,908,584	4,241,312
当 座 貸 越	96,605	164,864
そ の 他 資 産	100,194	98,991
全 信 組 連 出 資 金	60,000	60,000
未 収 収 益	24,392	26,117
そ の 他 の 資 産	15,802	12,874
有 形 固 定 資 産	82,383	74,621
建 物	24,475	22,067
土 地	39,998	39,998
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	17,909	12,555
無 形 固 定 資 産	632	632
ソ フ ト ウ エ ア	0	0
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	632	632
繰 延 税 金 資 産	27,954	24,849
債 務 保 証 見 返	17,025	13,284
貸 倒 引 当 金	△269,580	△270,546
(うち個別貸倒引当金)	△216,026	△222,912
資 産 の 部 合 計	9,341,057	9,406,389

負債及び純資産の部

科 目	平成22年度	平成23年度
預 金 積 金	8,942,001	9,001,726
当 座 預 金	76,650	26,450
普 通 預 金	2,313,551	2,486,588
定 期 預 金	6,143,024	6,078,642
定 期 積 金	278,275	289,384
そ の 他 の 預 金	130,499	120,661
そ の 他 負 債	24,331	21,625
未 払 費 用	15,972	9,771
給 付 補 填 備 金	758	653
未 払 法 人 税 等	296	296
前 受 収 益	4,109	2,973
払 戻 未 濟 金	1,915	6,460
そ の 他 の 負 債	1,278	1,470
賞 与 引 当 金	2,493	2,408
退 職 給 付 引 当 金	8,665	10,177
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8,184	10,958
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	461	432
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	7,195	7,195
債 務 保 証	17,025	13,284
負 債 の 部 合 計	9,010,359	9,067,809
出 資 金	201,113	202,783
普 通 出 資 金	201,113	202,783
利 益 剰 余 金	162,001	178,676
利 益 準 備 金	135,000	135,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	27,001	43,676
当 期 未 処 分 剰 余 金	27,001	43,676
組 合 員 勘 定 計	363,114	381,459
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△48,387	△58,849
土 地 再 評 価 差 額 金	15,970	15,970
純 資 産 の 部 計	330,697	338,580
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,341,057	9,406,389

※ 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上

し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価格 1,854千円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価格 25,020千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める固定資産課税評価価格に基づいて合理的な調整を行って算出。
- 同法10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 △17,805千円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、建物 13年～39年、動産 5年～20年であります。

経理・経営内容

ります。

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

（1）制度全体の積立状況に関する事項（23年3月31日現在）

年金資産の額	283,181百万円
年金財政計算上の給付債務の額	334,799百万円
差引額	△51,618百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自22年4月1日 至23年3月31日）

$$7,365\text{千円} \div 10,015,993\text{千円} = 0.074\%$$

（3）補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高14,916百万円及び繰越不足金36,701百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別・加算掛金5,536千円を費用処理している。また、年金財政計算上の繰越不足金36,701百万円については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになる。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 理事及び監事に対する金銭債権総額 31,555千円

13. 有形固定資産の減価償却累計額 101,152千円

14. 貸出金のうち、破綻先債権額は、235,158千円、延滞債権額は、21,682千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、140,657千円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞先債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、397,497千円であります。

なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の端末機（信組情報サービス株）等についてリース契約により使用しています。

19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産

預け金 347,500千円（為替取引保証金、信組保障基金）

現金 50千円（五島市公金取扱保証金）

20. 出資1口あたりの純資産額は、834円83銭であります。

21. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保

有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資課により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や常務会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析金利感応度分析等によりモニタリングを行い、隔月開催の理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、業務課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は業務課を通じ、理事会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が

ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりあります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	2,297	2,307	10
有価証券	1,935	1,812	▲123
満期保有目的の債権	750	627	▲123
その他有価証券	1,185	1,185	—
貸出金	5,077	5,228	151
貸倒引当金	▲270	▲270	—
差引貸出金	4,807	4,958	151
金融資産計	9,039	9,077	38
預金積金	9,001	9,310	309
金融負債計	9,001	9,310	309

注) 貸出金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

① 金融商品の時価等の算定方法

☆金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件

等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

☆金融負債（預金積金）

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

②時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	4,280
組合出資金	60,110
合 計	64,390

注)1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

注)2. 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の保有目的区分毎の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

（1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（2）満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 （単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
外国証券	100	100	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 （単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
外国証券	650	527	▲123

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（4）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 （単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	99	97	1
社 債	354	350	4
合 計	453	448	5

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 （単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
社 債	296	300	▲4
投資信託	430	491	▲60
合 計	726	790	▲64

注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しております。

注)2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復すると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価格とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として減損処理しております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準については、当組合「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」によっております。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は、ありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
国債3口	404,838千円	5,772千円	－

26. 保有目的を変更した有価証券は、ありません。

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	－	－	－	100
社 債	－	100	350	200
外国債券	100	－	100	600
合 計	100	300	450	900

28. 金銭の信託は、保有しておりません。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：千円）

項目	将来減算一時差異又は将来加算一時差異の金額	繰延税金資産又は繰延税金負債の金額
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	170,343	47,031
貸倒引当金繰入限度超過額	118,652	32,759
退職給付引当金繰入限度超過額	10,177	2,809
役員退職慰労引当金	10,958	3,025
賞与引当金	2,408	664
減価償却超過額	10,659	2,942
その他	39,651	10,947
(繰延税金資産小計)	362,848	100,182
評価性引当額(△)	272,848	75,333
繰延税金資産合計	90,000	24,849
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－	－
繰延税金資産の純額	90,000	24,849

注) 平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が実施されることに伴い、繰延税金資産・負債の計算に使用する当組合の法定実効税率は、従来の31.06%から27.61%となりました。この税率変更により当期の繰延税金資産は3,105千円減少しております。

30. 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	177,353	190,214
資 金 運 用 収 益	164,154	171,759
貸 出 金 利 息	125,508	131,123
預 け 金 利 息	16,705	12,341
有 価 証 券 利 息 配 当 金	19,540	25,894
そ の 他 の 受 入 利 息	2,400	2,400
役 务 取 引 等 収 益	5,813	7,091
受 入 為 替 手 数 料	2,794	3,273
そ の 他 の 役 务 収 益	3,018	3,817
そ の 他 業 务 収 益	6,683	6,810
国 債 等 債 券 売 却 益	5,999	5,772
そ の 他 の 業 务 収 益	684	1,037
そ の 他 経 常 収 益	701	4,553
償 却 債 権 取 立 益	—	46
そ の 他 の 臨 時 収 益	701	4,507
経 常 費 用	199,434	169,632
資 金 調 達 費 用	14,652	8,384
預 金 利 息	13,952	7,845
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	695	474
借 用 金 利 息	5	64
役 务 取 引 等 費 用	15,735	16,825
支 払 為 替 手 数 料	650	741
そ の 他 の 役 务 費 用	15,084	16,084
そ の 他 業 务 費 用	31,609	59
国 債 等 債 券 売 却 損	98	—
国 債 等 債 権 償 却	31,461	—
そ の 他 の 業 务 費 用	50	59
経 費	135,695	135,514
人 件 費	89,612	91,312
物 件 費	45,354	43,402
税 金	727	799
そ の 他 経 常 費 用	1,742	8,848
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	2,961
株 式 等 償 却	—	500
そ の 他 の 経 常 費 用	1,742	5,387
経 常 利 益 (△経 常 損 失)	△22,081	20,581
特 別 利 益	8,596	—
特 別 損 失	32,782	1
固 定 資 産 処 分 損	5	1
そ の 他 の 特 別 損 失	32,776	—
税 引 前 当 期 純 利 益 (△純 損 失)	△46,267	20,580
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	800	800
法 人 税 等 調 整 額	5,280	3,105
当 期 純 利 益 (△純 損 失)	△52,348	16,674
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	79,349	27,001
当 期 末 処 分 剰 余 金 (△未 处 理 損 失)	27,001	43,676

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 41円11銭

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
人 件 費	89,612	91,312
報 酬 給 料 手 当	77,645	73,483
賞 与 引 当 金 純 繰 入 額	△518	△85
退 職 給 付 費 用	3,146	8,326
社 会 保 険 料 等	9,338	9,587
物 件 費	45,354	43,402
事 務 費	18,953	18,042
固 定 資 産 費	6,763	6,441
事 業 費	3,413	3,123
人 事 厚 生 費	1,224	787
預 金 保 険 料	7,243	7,246
有 形 固 定 資 産 償 却	7,699	7,760
無 形 固 定 資 產 償 却	57	—
税 金	727	799
経 費 合 計	135,695	135,514

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	27,001	43,676
剩 余 金 処 分 額	27,001	43,676
利 益 準 備 金	—	2,000
普通出資に対する配当金	—	—
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	27,001	41,676

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査法人の監査によらず当組合監事による監査を受けております。

なお、当組合は員外監事（1名）を導入しております。

代表理事の確認

私は当組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第54期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成24年6月23日

福江信用組合

理事長

野口喬史



経理・経営内容

粗 利 益

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
資 金 運 用 収 支	資 金 運 用 収 益	164,154
	資 金 調 達 費 用	14,652
	資 金 運 用 収 支	149,502
役 務 取 引 等 収 支	役 務 取 引 等 収 益	5,813
	役 務 取 引 等 費 用	15,735
	役 務 取 引 等 収 支	△9,922
そ の 他 業 務 収 支	そ の 他 業 務 収 益	6,683
	そ の 他 業 務 費 用	31,609
	そ の 他 業 務 収 支	△24,926
業 務 粗 利 益	114,654	160,392
業 務 粗 利 益 率	1.23	1.68

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
役 務 取 引 等 収 益	5,813	7,091
	受 入 為 替 手 数 料	2,794
	その他の受入手数料	3,018
役 務 取 引 等 費 用	15,735	16,825
	支 払 為 替 手 数 料	650
	その他の支払手数料	9,630
その他の役務取引等費用	5,453	5,580

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
受 取 利 息 の 増 減	△21,304	7,605
支 払 利 息 の 増 減	△9,785	△6,267

常勤役職員 1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
1 人 当 り の 預 金 残 高	526	562
1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	263	317

1 店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	4,471	4,500
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	2,242	2,538

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	235,429	217,579	193,102	177,353	190,214
経 常 利 益	1,042	△105,630	14,846	△22,081	20,581
業 務 純 利 益	25,527	△6,439	15,639	△21,041	30,797
当 期 純 利 益	5,124	△107,076	78,688	△52,348	16,674
預 金 積 金 残 高	8,675,619	8,766,971	8,741,729	8,942,001	9,001,726
貸 出 金 残 高	4,313,983	4,400,204	4,408,664	4,484,227	5,077,763
有 価 証 券 残 高	1,966,117	1,771,803	1,660,134	1,857,862	1,935,288
総 資 産 額	9,165,256	9,080,638	9,175,057	9,341,057	9,406,389
純 資 産 額	398,881	216,570	346,020	330,697	338,580
自己資本比率(単体)	8.54%	7.74%	9.88	8.59	8.08
出 資 総 額	180,091	183,088	200,637	201,113	202,783
出 資 総 口 数	360,182口	366,177口	401,274口	402,226口	405,567口
出資に対する配当金	(1.0%) 1,744	—	—	—	—
組 合 員 数	2,512人	2,528人	2,584人	2,630人	2,697人
常 勤 役 職 員 数	18人	18人	17人	17人	16人
(職 員 数)	14人	15人	14人	14人	13人
店 舗 数	2店	2店	2店	2店	2店

(注) 残高計数は期末日現在、職員数は役員を除いた人数です。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利 回り
資金運用勘定	22年度	9,250	164	1.77
	23年度	9,502	171	1.79
うち貸出金	22年度	4,432	125	2.83
	23年度	4,694	131	2.79
うち預け金	22年度	2,818	16	0.59
	23年度	2,808	12	0.42
うち有価証券	22年度	1,939	19	1.00
	23年度	1,939	25	1.28
資金調達勘定	22年度	8,724	14	0.16
	23年度	9,062	8	0.08
うち預金積金	22年度	8,723	14	0.16
	23年度	9,043	8	0.08

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(22年度1百万円、23年度1百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
資金運用利回 (a)	1.77	1.79
資金調達原価率 (b)	1.72	1.58
総資金利鞘 (a - b)	0.05	0.21

預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
預貸率	(期末)	50.14
	(期中平均)	50.81
預証率	(期末)	20.77
	(期中平均)	22.22

総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	△0.23	0.21
総資産当期純利益率	△0.56	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

その他業務収支（損益）の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
国債等債券関係損益	△25	5
そ の 他	0	1
そ の 他 業 務 損 益	△24	6

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	3,750	2,546	4,112
	他の金融機関から	5,317	1,940	6,168
代金取立	他の金融機関向け	583	190	698
	他の金融機関から	106	9	111

代理貸付の内訳（件数及び残高）

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	件 数	残 高	件 数	残 高
全国信用協同組合連合会	1	1	1	1
(株)日本政策金融公庫	63	76	54	60
合 計	64	77	55	61



資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	2,327	26.7	2,568	28.4
定期性預金	6,395	73.3	6,474	71.6
合 計	8,723	100.0	9,043	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	7,630	85.3	7,534	85.8
法人	1,311	14.7	1,467	14.2
一般法人	1,025	11.4	1,135	10.4
金融機関	1	0.1	3	0.1
公金	284	3.2	328	3.7
合 計	8,942	100.0	9,001	100.0

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

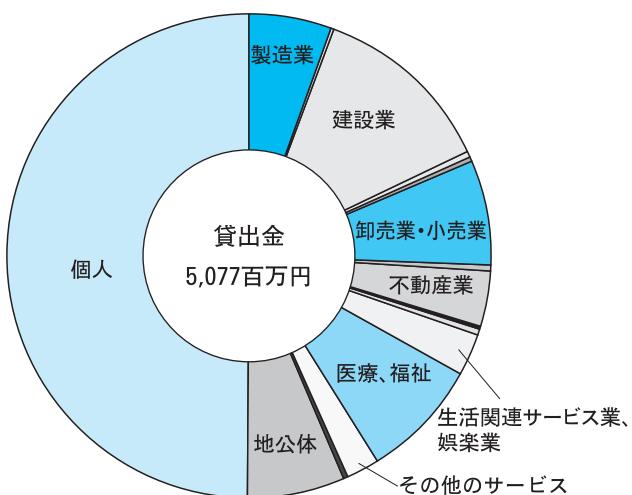
科 目	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
手形貸付	432	9.8	488	10.4
証書貸付	3,904	88.1	4,085	87.0
当座貸越	95	2.1	121	2.6
合 計	4,432	100.0	4,694	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	1,724	38.5	2,062	40.6
設備資金	2,759	61.5	3,015	59.4
合 計	4,484	100.0	5,077	100.0

平成23年度末の業種別貸出先の状況



貸出金担保別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	178	4.0	295	5.8
不動産	2,103	46.9	2,095	41.3
その他	29	0.6	37	0.7
小計	2,311	51.5	2,428	47.8
信用保証協会・信用保険	822	18.4	991	19.5
保証	1,350	30.1	1,657	32.7
合 計	4,484	100.0	5,077	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	250	11.7	257	11.6
住宅ローン	1,888	88.3	1,964	88.4
合 計	2,138	100.0	2,222	100.0

有価証券に関する指標

◎有価証券種類別残高及び平均残高

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	202	199	99	130
社債	436	455	650	558
株式	4	4	4	4
外国証券	747	745	750	748
その他の証券	466	533	430	497
合計	1,857	1,939	1,935	1,939

注) 金銭の信託、商品有価証券については、該当ございません。



◎有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		平成22年度	101	101	—	—	—	—	202
国債	平成23年度	—	—	—	—	—	99	—	99
	平成22年度	—	94	—	51	198	93	—	436
社債	平成23年度	—	102	—	50	298	199	—	650
	平成22年度	—	—	—	—	—	—	4	4
株式	平成23年度	—	—	—	—	—	—	4	4
	平成22年度	—	—	—	—	—	645	—	745
外国証券	平成23年度	100	—	—	—	100	550	—	750
	平成22年度	—	—	—	—	—	—	466	466
投資信託	平成23年度	—	—	—	—	—	—	430	430
	平成22年度	101	295	—	51	198	738	471	1,857
合計	平成23年度	100	102	—	50	398	848	435	1,935

◎有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券で時価のあるもの]

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	貸借対照表 計上額	時価	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	時価	評価差額	うち益	うち損
外国証券	747	619	△128	—	128	750	627	△123	0	123

[その他有価証券で時価のあるもの]

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	199	202	2	2	—	98	99	1	1	0
社債	450	436	△13	0	14	649	650	0	4	3
投資信託	503	466	△36	—	36	491	430	△60	—	60
合計	1,153	1,105	△48	3	51	1,239	1,180	△58	5	64

注1) 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

注2) 売買目的有価証券、子会社及び関連会社株式は保有しておりません。

[時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額]

- ・満期保有目的の債券で時価のないものは、保有しておりません。
- ・その他有価証券で時価のないものの貸借対照表計上額は、株式で平成22年度4百万円、平成23年度4百万円であります。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破綻先債権	平成22年度	235,967	27,606	208,361	100.00
	平成23年度	235,158	27,192	207,966	100.00
延滞債権	平成22年度	10,027	4,462	5,565	100.00
	平成23年度	21,682	8,836	12,846	100.00
3ヶ月以上延滞債権	平成22年度	129	0	—	0.00
	平成23年度	0	0	—	0.00
貸出条件緩和債権	平成22年度	145,817	8,875	6,016	10.21
	平成23年度	140,657	7,791	5,798	9.66
合計	平成22年度	391,940	40,943	219,942	66.56
	平成23年度	397,497	43,819	226,610	68.03

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイ.会社更生の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、ロ.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあつた債務者、ハ.破産法の規定による破産の申立てがあつた債務者、ニ.商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあつた債務者、ホ.手形交換所において取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B+C)	保 全 率 D/A	貸倒引当金引当率 C/(A-B)
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	平成22年度	245,994	32,068	213,926	245,994	100.00	100.00
	平成23年度	256,840	36,028	220,812	256,840	100.00	100.00
危険債権	平成22年度	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	平成22年度	145,946	8,875	6,016	14,891	10.20	4.18
	平成23年度	140,657	7,791	5,798	13,589	9.66	4.36
不良債権計	平成22年度	391,940	40,943	219,942	260,885	66.56	62.66
	平成23年度	397,497	43,819	226,610	270,429	68.03	64.07
正常債権	平成22年度	4,113,389					
	平成23年度	4,699,722					
合計	平成22年度	4,505,329					
	平成23年度	5,097,219					

- (注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、自己査定における債務者区分が破綻先及び実質破綻先に対する債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であり、自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する債権の一部です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先債権に対する債権のうち、要管理債権以外の債権及び正常先に対する債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

■平成23年度自己査定との相関図

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (債権)	リスク管理債権 (貸出金)	金融再生法開示債権 (貸出金)
破綻先 235	破綻先債権 235	破産更正債権 及びこれらに 準ずる債権 256
実質破綻先 21	延滞債権 21	危険債権 0
破綻懸念先 0	3ヶ月以上延滞債権 0	要管理債権 140
要注意先 1,553	貸出条件緩和債権 140	
正常先 2,955		
(非区分) 331		
		正常債権 4,699

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

【自己資本比率規制（バーゼルⅡ）】の概要

バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。平成19年3月末から適用されたバーゼルⅡは次の3つの柱で構成されています。

☆「第1の柱（最低所要自己資本比率）」

第1の柱では最低所要自己資本比率を定めており、分母となるリスクの計測にあたり、信用リスク（貸倒れのリスク）の計測の精緻化に加え、オペレーションル・リスク（事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク）の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

数式で示しますと次の様になります。 $\{\text{自己資本} \div (\text{信用リスク} + \text{オペレーションル・リスク})\} \geq 4\%$

☆「第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」

第2の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組を期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることが求められています。

☆「第3の柱（市場規律）」

第3の柱では、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

1. 自己資本の構成に関する事項

◎自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目で地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

◎自己資本の構成と自己資本比率の状況

(単位：千円、%)

項目	平成22年度	平成23年度
自己資本	出資金	201,113
	非累積的永久優先出資	—
	利益準備金	135,000
	特別積立金	—
	繰越金（当期末残高）	27,001
	その他有価証券の評価差損(△)	
	基本的項目(A)	363,114
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,424
	一般貸倒引当金	53,554
	補完的項目不算入額(△)	24,272
	補完的項目(B)	39,706
	自己資本総額[A+B](C)	402,820
リスク・アセット等	控除項目計(D)	—
	自己資本額[C-D](E)	402,820
	資産（オン・バランス）項目	4,391,278
	オフ・バランス取引等項目	17,025
比率	オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	276,962
	リスク・アセット等計(F)	4,685,265
	単体Tier1比率(A/F)	7.75
	単体自己資本比率(E/F)	8.59
		8.08

(注) 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

また、自己資本における「その他有価証券の評価差損(△)」については、平成20年金融庁告示第79号（銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例措置）に基づき、平成21年3月期から平成26年12月期まで自己資本に反映しない取扱いとしております。なお、特例を考慮しない場合の平成23年度の「その他有価証券の評価差損」は、58,849千円であります。

2. 自己資本の充実度に関する事項

◎当組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しては、自己資本比率（8.08%）及びTier1比率（7.25%）において、いずれも国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。また、繰延税金資産の自己資本のTier1に占める割合は、5.85%であります。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお収支計画については、貸出金計画の利息収入や有価証券等の余資運用収益のほか資金調達費用、経費等当組合がおかけた経営環境を十分に踏まえたうえで策定しております。

将来の自己資本の充実度の評価に関しては、統合的に把握したリスク量が同時に顕在化した場合において、現在の自己資本から想定したリスク額を差し引いた自己資本比率が、国内基準4%を上回る水準にあるかにより評価しております。

◎ポートフォリオ区分ごとのリスク・アセットと所要自己資本の額（単体）

(単位：千円)

リス ク の 区 分	平成 22 年 度		平成 23 年 度	
	リス ク ・ アセ ット	所要自己資本額	リス ク ・ アセ ット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額	4,408,303	176,332	4,984,839	199,393
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	4,408,303	176,332	4,984,839	199,393
①ソブリン向け	1,075	43	989	39
②金融機関向け	1,201,392	48,055	1,288,336	51,533
③法人等向け	75,868	3,034	1,065,629	42,625
④中小企業・個人向け	357,324	14,292	415,646	16,625
⑤抵当権付住宅ローン	197,767	7,910	217,674	8,706
⑥不動産取得等事業向け	169,531	6,781	148,005	5,920
⑦三月以上延滞等	86,147	3,445	21,631	865
⑧その他	2,319,199	92,767	1,826,929	73,077
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク、所要自己資本の額	276,962	11,078	269,675	10,787
ハ.リスク・アセット合計、総所要自己資本額（イ+ロ）	4,685,265	187,410	5,254,514	210,180

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金の協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクspoージャーです。具体的には、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. 当組合のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しており、算定方法は以下のとおりです。

[{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%} ÷ (直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数)] ÷ 8%

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「リスク管理規定」、「貸付規程取扱要領」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、融資審査時点での債務者区分の決定、厳格な資産の自己査定を年2回実施しています。さらに貸出限度額や大口貸出先を管理することで特定の債務者への与信集中回避、業種毎の残高構成を管理することで特定業種への与信集中を回避する等のポートフォリオ管理も定期的に実施しております。以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、ALM委員会や常務会で協議検討を重ねるとともに、必要に応じて理事会へ報告する態勢を整備しております。

(2) 信用リスクに関するエクスポートの主な地域別、種類別及び残存期間別の期末残高

(単位：百万円)

区分	信用リスクエクスポートの期末残高								うち三月以上延滞 エクスポート	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		その他 (投資信託等)					
22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	
国 内	8,860	8,923	4,501	5,097	639	749	3,723	3,706	246	256
国 外	747	750	—	—	747	750	—	—	—	—
地 域 別 合 計	9,607	9,673	4,501	5,097	1,386	1,500	3,723	3,076	246	256
製 造 業	233	279	233	279	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
漁 業	1	10	1	10	—	—	—	—	—	—
建 設 業	507	618	507	618	—	—	—	—	164	162
情 報 通 信 業	35	19	35	19	—	—	0	0	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	29	13	29	13	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	318	354	318	354	—	—	—	—	5	2
金 融 業 、 保 険 業	4,503	3,912	20	20	1,084	1,400	3,399	2,792	—	—
不 動 产 業	209	188	209	188	—	—	—	—	—	—
物 品 貸 貸 業	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス	—	8	—	8	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	22	—	22	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	143	—	143	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	405	—	405	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	609	113	509	113	100	—	—	—	28	28
その他の産業	—	13	—	13	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	454	430	252	331	202	99	—	—	—	—
個 人	2,319	2,533	2,319	2,533	—	—	—	—	47	63
そ の 他	390	305	69	21	—	—	324	284	—	—
業種別合計	9,607	9,673	4,501	5,097	1,386	1,500	3,723	3,076	246	256
1 年 以 下	4,735	4,543	3,036	3,397	101	100	1,598	1,046		
1 年 超 3 年 以 下	1,911	1,683	471	516	295	102	1,145	1,065		
3 年 超 5 年 以 下	488	559	303	374	—	—	185	185		
5 年 超 7 年 以 下	302	327	251	277	51	50	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	322	672	124	274	198	398	—	—		
10 年 超	872	902	131	54	741	848	—	—		
期間の定めのないもの	631	611	165	181	—	—	466	430		
そ の 他	346	374	20	24	—	—	329	350		
残存期間別合計	9,607	9,673	4,501	5,097	1,386	1,500	3,723	3,076		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。なお、デリバティブ取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートのことです。
3. 「その他」とは、上記1、2のほか、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポートです。具体的には現金、預け金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
4. 貸出金等及びオフ・バランス取引の残存期間別仕訳において、一部に仕訳困難なものがあり、その他に区分しております。

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度	48	53	—	48	53
	平成23年度	53	47	—	53	47
個別貸倒引当金	平成22年度	243	216	13	230	216
	平成23年度	216	222	1	214	222
合計	平成22年度	291	269	13	278	269
	平成23年度	269	270	1	267	270

(注) 貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先は債権額から担保の処分可能見込額等を減算し、残債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。実質破綻先および破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額等を減算し、残債権額の全額を引当てております。なお、それぞれの結果については監事監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(4) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
建設業	190	135	180	135	190	135	180	135	—	—
卸売業、小売業	21	5	5	3	21	5	5	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	30	28	30	28	30	28	30	28	—	—
個人	1	44	0	53	1	44	0	53	—	—
その他	1	2	0	2	1	2	0	2	—	—
合計	243	216	216	222	243	216	216	222	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリア（五島市ののみ）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 貸出金償却については、平成22年度13百万円、平成23年度1百万円を計上しておりますが、全額が期首の個別貸倒引当金の目的使用による取崩しであったことから相殺しているため、本表に計上された貸出金償却額はありません。

(5) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額					
	平成22年度			平成23年度		
	格付適用有り	格付適用無し	計	格付適用有り	格付適用無し	計
0%	200	663	863	—	731	731
10%	—	180	180	—	175	175
20%	673	3,001	3,674	2,973	51	3,024
35%	—	565	565	—	622	622
50%	74	28	102	—	178	178
75%	—	549	549	—	642	642
100%	435	2,953	3,388	—	4,076	4,076
150%	—	7	7	—	3	3
その他	—	279	279	—	222	222
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	1,382	8,225	9,607	2,973	6,700	9,673

(注) 1. 格付は、適格格付機関（R&I、JCR、S&P、Moody's）が付与しているものを記載しております。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

◎信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手法の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがいまして、事業からのキャッシュ・フローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上でご契約いただくなど適切な取扱に努めております。当組合が扱う担保には自組合預金積金・有価証券・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「貸付規程」および「貸付事務取扱要領」等により適切な事務取扱および適切な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関してお客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、組合が定める「貸付規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金・上場株式、保証として政府関係機関保証・金融機関保証・適格格付機関が付与している格付けのある保証会社保証等が該当します。

◎信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	
	22年 度	23年 度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	231	292
法人等向け	0	146
中小企業等・個人向け	73	70
信用保証協会等付	0	1
その他	158	75

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。なお、「保証」及び「クレジット・デリバティブ」の項目については、信用リスク削減手法が適用対象となる取引がありませんので、記載を省略しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項がありません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

該当事項がありません。

7. オペレーションナル・リスクに関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーションナル・リスクを業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的事象により組合が損失を被る狭義の経営リスクと定義しております。その原因に基づき、①事務リスク（事務に係るもの）、②システムリスク（システムに係るもの）、③その他のオペレーションナル・リスク（内外からの不正等によるもの、物的資産の損傷、顧客や商品・提供するサービスに起因するものおよび労務慣行等から生じるもの）に分類し、確実にリスクを認識し、評価しております。

◎オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。（算式は15項に記載しております。）

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポート（以下「出資等」という。）に関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等エクスポートにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、その他全信組連等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識につきましては、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、定期的にALM委員会や常務会へ報告することとしております。

一方、非上場株式、その他全信組連等への出資金に関しましては、当組合が定める「資金運用規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、諸財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを行い、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当組合が定める「資産の自己査定基準」「償却・引当基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 出資等エクスポートの貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
非上場株式等	345	345	328	328

注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づき、市場価格のないものは簿価により計上しております。

2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含め記載しています。

ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：千円)

区分	平成22年度			平成23年度		
	売却益	売却損	償却	売却益	売却損	償却
出資等エクスポート	－	－	－	－	－	－

注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート（いわゆるファンド）にかかる売買損益は、含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益）

平成22年度 48百万円、平成23年度 58百万円

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社株式及び関連会社の評価損益）… 該当なし。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、リスクの高い新商品等の導入による影響などをALM（資産負債総合管理）システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

◎内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提是、『アウトライヤー基準』によるものとし、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法：預金、貸出金、有価証券とともに「金利ラダー方式」
- ・コア預金の対象⇒流動性預金のうち、決済性預金を除く普通預金及び貯蓄預金

算定手法⇒算定現在残高の50%相当額
満期⇒5年以内（平均2.5年）

- ・金利感応資産：貸出金、有価証券、預け金の資金運用勘定
- ・金利感応負債：定期性預金、要求払性預金、その他の資金調達勘定
- ・金利ショック幅：99%タイル値
- ・リスク計測の頻度：月次

◎銀行勘定における金利リスク量

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額（金利リスク量）	平成22年度	平成23年度
	91百万円	41百万円

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金、貸出金、有価証券等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では99%タイル値として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。
2. 要求性預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がないことから、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されるとなく長期間金融機関に滞留する預金を「コア預金」と定義し、当組合では普通預金等の額の50%相当額を平均2.5年としてリスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。（79-38=41百万円）

金融円滑化の取組

平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下金融円滑化法といいます。)は、平成25年3月末まで期限が再延長されました。

当組合では、引き続き中小零細企業のお客様や住宅ローンをご利用いただいているお客様へのきめ細かな取り組みを継続して参ります。取引先に対するコンサルティング機能を発揮する為には、お客様との信頼関係を築くことが最も重要であると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるよう心がけています。

■金融円滑化管理方針の概要

当組合は、地域に居住する人々が生き生きと交流する「地域社会」の利益最優先を唯一の行動方針に掲げ、全ての生活者の豊かな暮らしと、全ての事業者の繁栄を願い、創意と工夫を生かして、組合員や地域社会の負託に応え、適切な情報開示を行うとともに、金融アドバイス機能を発揮のもと金融の円滑化に取組んでおります。

その取組みに際しては、金融円滑化法、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び当組合の経営理念・経営方針に則った、金融円滑化管理方針を定め、以下の管理態勢で全役職員が対応しております。

■金融円滑化に関する方針（貸付条件の変更等の申込みに対する方針）

1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

3. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資課に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資課において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況等を把握します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資課において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

4. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

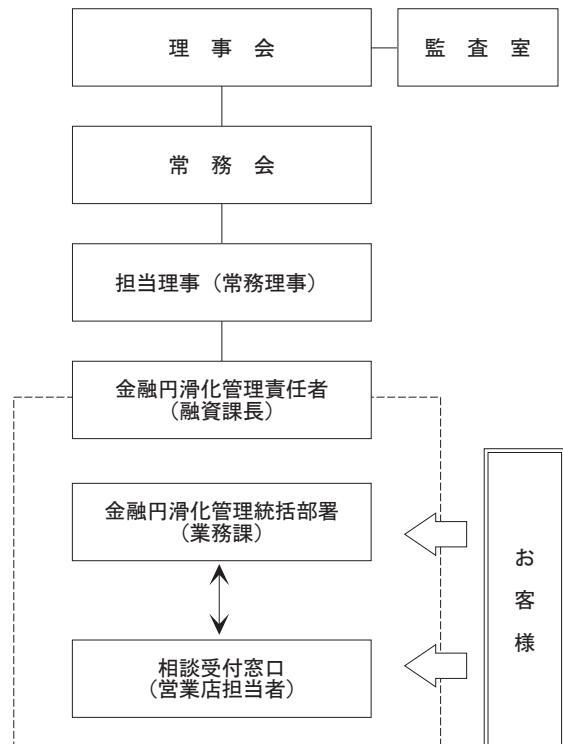
また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

6. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

金融円滑化の取組

■金融円滑化管理態勢に係る組織体制図



- 1 理事・理事会の役割・責任
 - ・態勢の整備・確立
 - ・方針及び規程の策定 等
- 2 金融円滑化管理責任者の役割・責任
 - ・進捗管理等の全般の統括 等
- 3 金融円滑化管理統括部（営業推進部）の役割・責任
 - ・情報の集約及び問題点の把握・検証
 - ・進捗状況等の統括管理
 - ・申込み・相談・苦情への速やかな対応 等
- 4 金融円滑化管理担当者の役割・責任
 - ・進捗状況等の管理
 - ・関係部室との連携
 - ・研修計画の策定・実施 等
- 5 金融円滑化に関する相談等窓口の設置
 - ・内容の記録・報告 等
- 6 中小企業等金融円滑化法に基づく開示および当局への報告
- 7 金融円滑化管理の実施
 - ・他の金融機関との緊密な連携
 - ・取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組への支援
 - ・申込み・相談の対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係や、お客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明 等

金融円滑化に関する方針等について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口または金融円滑化管理統括部署までお問い合わせください。

電話番号：0959-72-4181／FAX：0959-72-4173

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

■金融円滑化に関する措置の実施状況（平成21年12月4日～平成24年3月末まで）

（金額単位：百万円）

	貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権					うち、保証協会付貸付債権				
	中小企業者	申込み	実行	謝絶	取下げ	審査中	申込み	実行	謝絶	取下げ
件 数	11	11	0	0	0	4	4	0	0	0
金 額	331	331	0	0	0	41	41	0	0	0
住宅資金供給者	申込み	実行	謝絶	取下げ	審査中					
件 数	2	2	0	0	0					
金 額	29	29	0	0	0					

※ 半期毎の実施状況については、ホームページで開示しております。

リスク管理態勢および法令等遵守態勢

キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み

当組合では、近年、偽造カードによる不正払い戻し等、多発している犯罪からお客様の大切なご預金をお守りするため、下記のような対策に取り組んでいます。なお、当組合カードは、現在のところ磁気カードのみであり、ICカードは発行しておりません。

●カード紛失受付センターへの加入

通常日のカード紛失等については営業店窓口で受け付けておりますが、時間外や休日の通帳・カードの盗難・紛失等の電話受付は、当組合営業店の留守番電話を通じて、カード紛失受付センターで終日対応しております。

	電 話 番 号	受 付 時 間
カード紛失受付センター (信組情報サービス株)	047-498-0151	24時間受付
営業店（本店）	0959-72-4181	
営業店（奈留出張所）	0959-64-2063	営業時間中は営業店で受け付けますが、時間外や休日の場合は、留守番電話にて上記センターへの連絡をお願いしております。

●ご利用限度額の制限

当組合及び提携他行でのお引出し	1口座1日あたり100万円まで
-----------------	-----------------

※対象は普通預金及びカードローンカードです。

※限度額はお客様のご希望により、300万円以内（10万円単位）で変更することができます。窓口へお申込みください。

●暗証番号、カードおよびカードご利用明細書の管理について

- ・暗証番号は、生年月日等の他人に推測されやすい番号以外をお選びください。
- ・カードは、ご本人であることを示す各種資料（運転免許証、パスポート、健康保険証など）とは別に保管されるようお願いいたします。
- ・カードご利用明細書をキャッシュコーナーに置き忘れないようにご注意ください。

※類推されやすい番号を設定の方はATMによる暗証番号変更をお勧めします。手数料等は不要です。

キャッシュカードおよび通帳などの偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み

当組合では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）に対応し、ATMや窓口での不正な引き出しに対するお客様の被害額の補償を実施しています。

カ ー ド ・ 通 帳		補 償 と な る 被 害	補 償 の 対 象 と な る 取 引		
個人	共 通		お 客 様 に 過 失 が な い 場 合	お 客 様 に 過 失 が あ る 場 合	お 客 様 に 重 大 な 過 失 が あ る 場 合
キャッシュカード及び カードローンカード	普通預金・貯蓄預金通帳	偽造	被害額全額補償	被害額全額補償	補償なし
		盗難		被害額の75%補償	

（注）1. 個人のキャッシュカードは預金者保護法による補償内容です。過失については下記をご参照下さい。

2. その他、法人カードやローンカードの偽造・盗難、法人通帳の盗難、デビットカード利用における被害については、当組合が加入している保険に基づいて被害補償に対応します。

1. お客様の重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

2. お客様の過失となりうる場合

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) 上記(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

- ア. 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当組合の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合。

② キャッシュカードの管理

- ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ. 酔いつ等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合

(3) その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

リスク管理態勢および法令等遵守態勢

犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応について

●犯罪収益移転防止法

金融機関等に本人確認を義務付けていました「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(本人確認法)が廃止され、平成20年3月から新たに「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)が施行されました。

本人確認が必要となる事業者が広がりましたが、金融機関等での本人確認については大きな変更はありません。引き続き本人確認にご協力をお願いいたします。

■本人確認が必要な取引

- ・預金口座等の開設
- ・200万円を超える大口現金取引
- ・10万円を超える現金振込みなど

■本人確認に必要な書類

個人の場合	法人の場合
<p>以下の書類により、氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。</p> <p>(1) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただくことによってご本人の本人確認を行います。</p> <p>①運転免許証 ②旅券（パスポート）・乗員手帳 ③住民基本台帳カード（写真付のもの） ④各種年金手帳 ⑤各種福祉手帳 ⑥各種健康保険証 ⑦医療受給者証 ⑧母子健康手帳 ⑨身体障害者手帳 ⑩外国人登録証明書 ⑪取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書 ⑫官公庁から発行・発給された書類で、顔写真が貼付されたもの（ただし、ご本人から提示された場合などに限ります。）</p> <p>(2) 口の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくとともに、当該取引に係る書類などをお客様に郵送し、到着したことを確認することによってご本人の本人確認を行います。</p> <p>①住民票の写 ②住民票の記載事項証明書 ③印鑑登録証明書 ④戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写が添付されているもの） ⑤外国人登録原票 ⑥外国人登録原票の記載事項証明書 ⑦官公庁から発行・発給された書類</p>	<p>以下の書類により、当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。なお、当該法人の代表者など来店された方の氏名、住所および生年月日についても確認させていただきます。この場合の書類は【個人の場合】を参照してください。</p> <p>①登録事項証明書 ②印鑑登録証明書 ③その他官公庁から発行された書類</p>

※有効期限のある本人確認書類は、提示する日において有効なものである必要があります。有効期限のない本人確認書類は、提示する日の前6か月以内に作成されたものに限ります。

●金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」にむけての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて4つの柱からなっています。

投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築	開示制度の充実	取引所の自主規制機能の強化	不公正取引等への厳正な対応
--	---------	---------------	---------------

当組合は金融商品取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実をはかっています。

リスク管理態勢および法令等遵守態勢

コンプライアンス（法令等遵守）について

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し法令やルール（内部規程等）を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っています。一般企業に比し、より高い公共的使命をもっていることから、それに対応して社会的責任を負うことが求められています。

そのため、当組合では、これまで自らの使命を自覚し、職務を公正に行い、社会の信頼の維持・向上に努めてきましたが、金融機関を取り巻く情勢などを考慮すると、企業倫理の確立および法令やルールの厳格な遵守、すなわちコンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取組をより強化する必要があります。

●基本方針

当組合は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しています。

コンプライアンスは「金融機関の信用を確保するというリスクの管理」であり、内部的には「内部統制を基盤としたリスク管理」です。当組合は、全ての役職員に対して、内部管理の重要性を強調・明示し、コンプライアンスの維持・向上に不断の努力を行います。

●倫理綱領と行動規範

当組合は、企業倫理の確立を図り、社会的責任と公共使命を果たすことを目的として、『ふくしん倫理綱領』を制定し、役職員全員が企業倫理の確立と法令等遵守の精神をもって業務に取り組んでいます。

■ふくしん倫理綱領

1. 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用組合のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. キメ細かい金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

あらゆる法令やルールを厳格に厳守し、社会的規範に決して悖ることのない公正な業務運営を行う。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

5. 経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

■役職員の行動規範

1. 信頼の確保

- ・私たちは、良識をもって節度ある行動に努めます。
- ・私たちは、社会の一員として各種の法令や当組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し尊重します。
- ・私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
- ・私たちは、お客様にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
- ・私たちは、常に注意深く厳正な事務を行います。
- ・私たちは、公私混同をしません。

2. 利益相反行為等の禁止

- ・私たちは、信用組合の業務または職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
- ・私たちは、社会常識を踏まえお客様との健全な関係を保ちます。

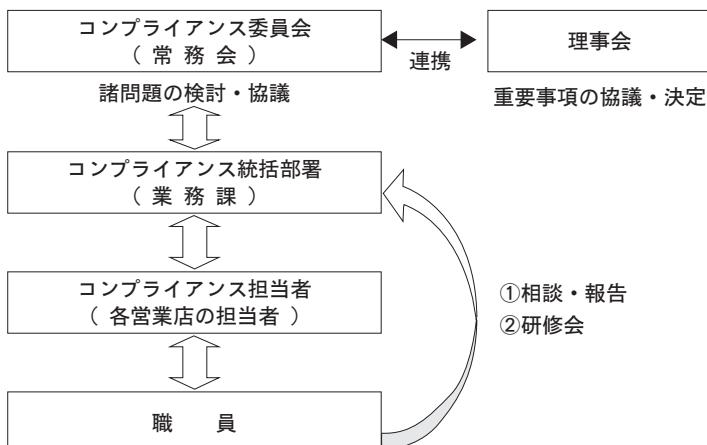
3. 情報管理

- ・私たちは、お客様に関する情報を厳正に管理します。
- ・私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役職員に対し、職務上必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。

4. 職場規律

- ・私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、全ての役職員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- ・私たちは、服装や言葉づかい等基本的なマナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。

●コンプライアンスの組織体制



■反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力に関する取引規定」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。
- ② 反社会的勢力に対する対応を統括する部署をコンプライアンス統括部署（業務課）に設け、組合内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しています。
- ③ 理事及び職員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、なんらかの関係を有してしまったときは、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しています。

リスク管理態勢および法令等遵守態勢

適切な勧誘・募集について

当組合では、金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針を策定し店頭で公表しています。お客様に適正な勧誘を行い、保険の代理店業務についても適切な募集となるよう内容については適時見直しをしています。

■金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧説を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧説は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を実施し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧説が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口または下記までお問い合わせ下さい。

本店業務課 電話：0959-72-4181 FAX：0959-72-4173

■保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

1. 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
2. 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
3. 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
4. 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。
(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- | |
|---|
| ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます） |
| ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方 |

- (2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」、「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
(a) 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
(b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
(c) 疾病入院給付金：5千円（特定の疾病に限られる保険は1万円）、合計1万円
(d) 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円（特定の疾病に限られる保険は40万円）、合計40万円
5. 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続きの方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、又は保険会社と連携してご対応させていただきます。

【保険契約に係るリスク】

1. 保険商品は預金等ではありませんので、預金保険制度の対象外です。
また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
2. 保険契約を引受け、保険金等をお支払いるのは保険会社となります。
3. 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。
(詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」等をご参照下さい。)

保険契約に関する苦情、ご相談等はお近くの営業店窓口または、下記までお問い合わせください。

本店業務課 電話：0959-72-4181 FAX：0959-72-4173

個人情報保護について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下法等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めています。また、この保護宣言等につきましては、営業店の窓口に掲示することにより公表していますが、内容を適時見直し改善して参ります。

●個人情報保護宣言（個人データの安全管理に関する基本方針）

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別に掲載する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的外で利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1) 法令等により必要とされている場合

(2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱を外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別に表示する特定の者と共同利用しています。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的の安全管理措置、技術的安全措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、次の窓口にお申出ください。

個人情報保護について

平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。この法律は、「個人情報」の保護を目的としており、その目的を達成するため、個人情報取扱事業者に対し、守らなくてはならないルールを定めています。

当組合は、お客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うよう「個人情報保護宣言」を作成し、「個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的」とともに店頭にポスターを掲示しています。

●個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

1. 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- (2) 保険販売業務など、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

- (1) 各種金融商品の口座開設など、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認や、金融商品やサービスをご利用いただく資格などの確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理など、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用などに際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断など、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して、個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合など、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者などから個人情報の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (8) お客様との契約や法律などに基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9) 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送など、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 提携会社などの商品やサービスの各種ご案内のため
- (12) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13) 組合員資格の確認および管理のため
- (14) お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用するため
- (15) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

3. 機微情報に関わる利用目的

機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外では利用いたしません。

4. 個人信用情報に関わる利用目的

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。



リスク管理態勢および法令等遵守態勢

リスク管理について

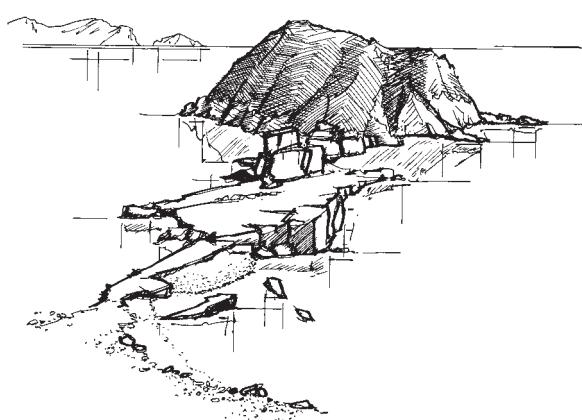
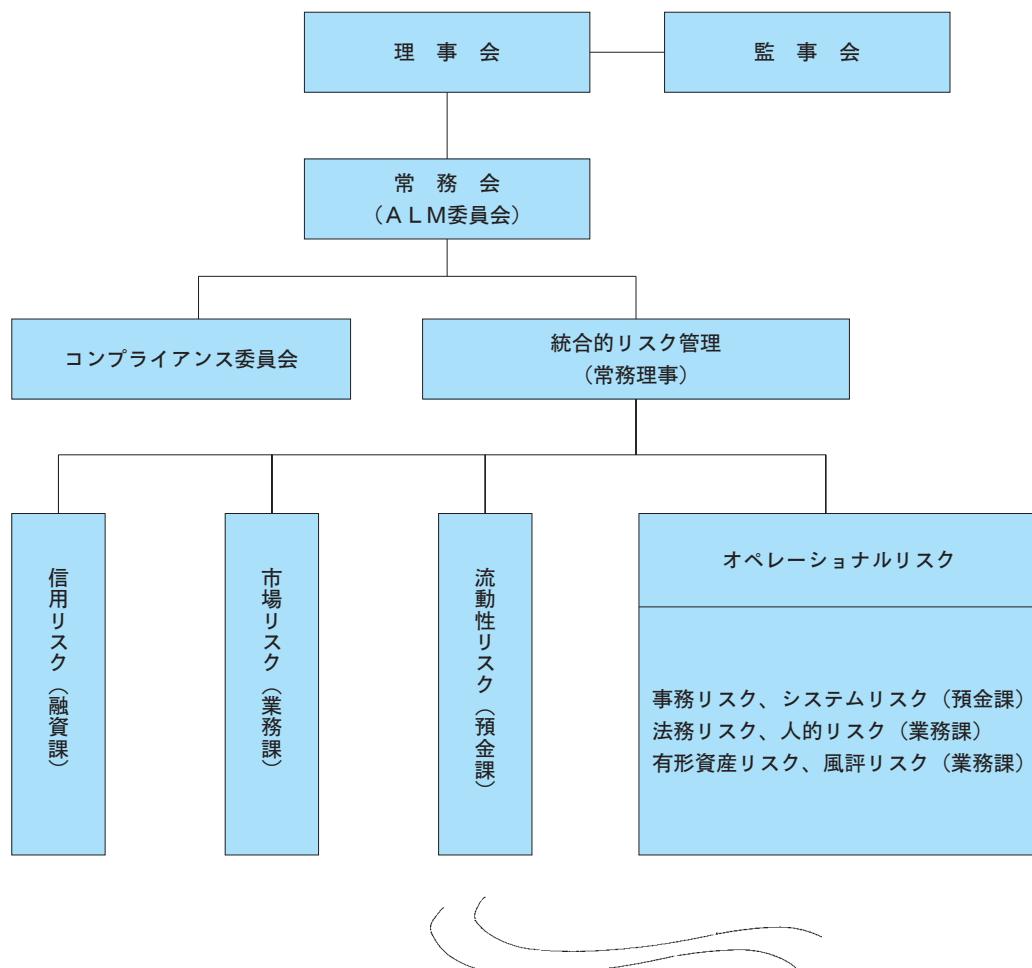
金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化が進んでおり、リスク管理の重要性は、益々高くなっています。当組合は、本来業務である融資の信用リスク管理は勿論のこと、余資運用している有価証券などの市場リスクについても、リスク管理の充実・強化に取り組んでいます。

●統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、P D C Aサイクル（計画→実行→チェック→改善）を行うことにより当組合の限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでいます。

「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき経営陣が管理すべき各種リスクについては、常務会を定期的・機動的に開催し、経営体にへの影響や改善策について検討しています。

■統合的リスク管理組織体制



リスク管理について

■統合的リスクについて

	内 容	管 理 方 針	
信 用 リ ス ク 管 理	お客様の財務状況の悪化などにより、貸出金などの資産の価値が減少あるいは毀損し、損失を被るリスクをいいます。	信用リスクの評価にあたっては、お客様の財務状況のみならず、経営資質、技術力、成長性や個人との一体判断による償還能力などを総合的に判定し、一定基準以上の貸出については融資審査委員会で厳正な審査を実施しています。 また、信用リスクの管理に当たっては特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めています。 さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングして、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しています。	
市 場 リ ス ク 管 理	金利、有価証券の価格、為替などのさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。	金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどについて担当部署の業務課が毎月末リスクの計量・分析を行い、常務会（ALM委員会）に報告し、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスクをコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理に努めています。	
流 動 性 リ ス ク 管 理	資金の運用と調達のミスマッチや予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。	資金運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めています。 また、「危機管理規程」、「危機管理対策要領」「緊急時対応マニュアル」などを定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しています。	
オペレーショナルリスク管理	事 務 リ ス ク 管 理	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	現金、重要印刷物、重要鍵および重要印鑑などの重要物の取扱にかかる事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした「事務取扱要領」や「事故防止対策」を定めて、チェック体制の強化を図っています。 また、正確な事務処理と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、監査及び検査を実施しています。 さらに、重点項目を定めて自店検査を実施しています。
	シス テ ム リ ス ク 管 理	コンピュータの故障、誤作動など、システムの不備により損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	全国の信用組合が加盟する信組情報サービス株式会社（SKC）の運営・管理する共同オンラインシステム（勘定系・情報系・顧客管理など）を利用しています。 また、万一事故が発生した場合に損失を最小限に止めるための対応策（コンティンジェンシープラン）を講じるなど、システムの安定稼動のために万全の態勢で臨んでいます。
	法 務 リ ス ク 管 理	各種取引について、法令違反や不適切な契約などにより、損失が発生するリスクをいいます。	新商品・新サービスの取扱い時および各種契約時などについて、法務リスクの未然回避に努めています。
	人 的 リ ス ク 管 理	役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇などの問題）から生じる労務問題、健康問題、差別的行為（セクシュアルハラスメントなど）により損失を被るリスクをいいます。	業務課を人的リスクの所管部署として定め、職員に対する計画的な研修・教育の実施により、人的リスクの管理能力の向上を図っています。
	有 形 資 産 リ ス ク 管 理	自然災害やその他の事象により、当組合が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。	業務課を有形資産リスクの所管部署として定め、設備などの日常点検や「コンティンジェンシープラン」などに基づき、リスクの削減に取り組んでいます。
	風 評 リ ス ク 管 理	市場関係者の噂、マスコミによる報道、事故やトラブルなどがきっかけとなって評判が悪化し、損失を被るリスクをいいます。	適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めています。

業務のご案内

融資業務

個人向けローン				
	商品名	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
お使いみちご自由なローン	カードローン・ホップ	いつでも、どこでも、カード1枚でお気軽に利用できる簡単で頼りになるローンです。20歳以上65歳以下の個人で主婦の方も気軽にご利用できます。毎月の返済も定額なので計画的に返済でき、ご融資期間中のコース変更も可能です。	10万円～100万円以内	契約期間3年 (自動更新) ただし、更新時年齢65歳まで
	カードローン・ステップ		10万円～200万円以内	
	カードローン・ジャンプ	勤続(営業)年数が2年以上で、前年度の年収が極度額の3倍以上の方。	50万円～300万円以内	
	フリーローン・チョイス	満20歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下の方。 かつ安定、継続した収入の見込める方。 (パート、アルバイト、主婦は30万円が限度)	10万円～300万円以内	7年以内
	すけっとローン (フリーローン)	満20歳以上完済時76歳未満の方。 かつ安定、継続した収入のある方。 (パート、アルバイト、主婦も可) 必要書類は本人確認書類のみ。 まとめ資金、事業性資金も申込可能。	10万円～300万円以内	6ヶ月以上 7年以内
	シルバーライフローン	満60歳以上70歳未満の健康で返済資力のある当組合への年金振込み受給者。(前年度年収の50%以内が限度)	10万円～100万円以内	5年以内
お使いみち特定期のローン	目的ローン	満20歳以上65歳以下で安定、継続した収入の見込める方。 (パート、アルバイト、主婦は30万円が限度) 資金使途が明確なものに限る。	10万円～500万円以内	7年以内
	カーライフローン	満18歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下。 安定、継続した収入の見込める方。(就職内定者含む) 資金使途は、車輌購入・修理、免許取得等費用、他金融機関の車購入に関するローン借換費用。	10万円～500万円以内	8年以内
	奨学ローン	満20歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下の勤続年数2年以上の方。 資金使途は、受験費用、入学費用、在学費用、他金融機関の教育資金に関するローン借換費用。	10万円～500万円以内 (受験にかかる費用は100万円を上限)	15年以内
	バリアフリーローン リフォームローン	満20歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下の勤続年数2年以上または、安定、継続した収入の見込める方。 資金使途は、リフォーム関連資金(借換含む)、介護対策用の増改築費用、福祉車輌購入費用等。	10万円～500万円以内 または 100万円～1,000万円以内	10年以内 または 15年以内
	ふくしん住宅ローン	満20歳以上65歳未満で完済時年齢満80歳未満の方。 勤続年数2年以上または、営業年数3年以上で年間所得100万円以上の個人の方。 資金使途は、住宅の新築・購入(土地のみの購入の方は3年以内に新築条件)、建て替え、増改築、リフォーム、中古住宅の購入、他金融機関住宅ローン借換。	10万円～6,000万円以内 (大学生以下の子供様が3人以上いる方は、子育て支援優遇金利があります)	35年以内 固定金利選択型 (3年、5年、10年)と変動金利選択があります

事業者向けローン(定型ローン以外の個人を含む)			
商品名	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
信用保証協会または保証会社提携ローン	協会・保証会社等の保証が得られる方は低金利の融資が可能です。	協会・保証会社の保証の範囲内	個別に協議
当組合プロパーローン	当組合の組合員(個人または法人)。 資金使途等により個別に相談。	当組合の与信限度の範囲内。	

以上その他、代理貸付業務(全信組連、商工中金、(株)日本政策金融公庫の教育ローン等)、保険窓販を取り扱っております。金利情報等詳しくは、当組合営業店窓口へお問い合わせ戴くか、当組合ホームページへアクセスしてください。

預金業務

預金の種類	商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 定期預金をセットすることで、定期預金の90%以内、最高500万円まで自動的にご融資が受けられます。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
普通預金	いつでも自由に出し入れができる預金です。 キャッシュカードによる払い出しや振込、給与・年金などの自動受取、公共料金などの自動支払など日常のお財布代わりにご利用ください。		
貯蓄預金	普通預金より有利なお利息となる個人専用の預金です。さしあたって必要なないお金の短期運用にご利用下さい。普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
納税準備預金	納税のための資金を日頃から準備しておく預金です。	ご入金は自由 お引き出しが原則として納税のみ	1円以上
当座預金	お取引の支払に手形、小切手がご利用いただける預金です。会社や商店などでは資金管理ができます。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
通知預金	短期的にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払い出しが払出日の2日前までにご連絡ください。	7日以上	1万円以上
定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適の預金です。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	1,000万円未満の余裕資金の運用に最適の預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。		100円以上
	お預入日の約定利率が6か月毎に見直される預金です。 個人の方は複利型の取扱も可能です。	1年、2年 または3年	100円以上
	お利息は1年毎の複利計算となる個人専用の預金です。 据置期間（1年）経過後は、1か月前に満期日が指定でき、預金の一部解約も可能です。	1年以上3年以内	100円以上 300万円未満
定期積金	毎月一定の日に定額を積み立てていく預金です。 事業の拡張資金、財産形成・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。	1年以上5年以内	5,000円以上

預金等の保護について

金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となっています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護（恒久措置）
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して 元本1,000万円までと その利息等を保護
	外貨預金・元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）・金融債（保護預り専用商品以外のもの）等	保護対象外 (預金保険の対象外)

注1) 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。

注2) 保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

為替・サービス業務

- 自動受取サービス（各種年金、配当金など）
- 支払サービス（公共料金、クレジット代金、保険料など）
- 送金サービス（授業料、家賃、その他）
- キャッシュカード
- 給与振込
- 年金・税務などの各種相談サービス

店舗・地区一覧

店舗一覧 (事務所の名称・所在地・自動機器設置状況)

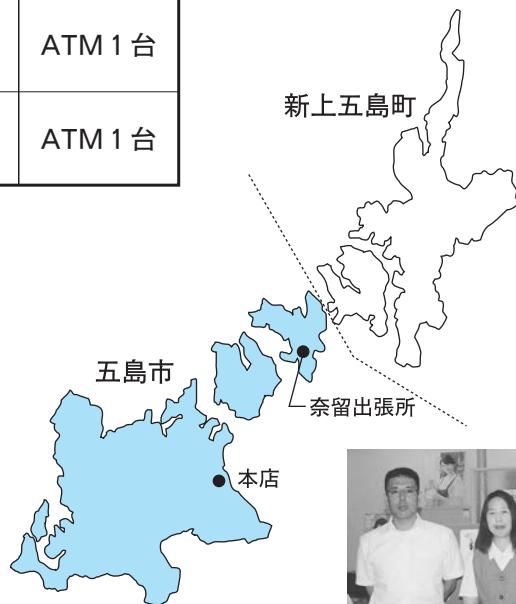
店舗	所在地	電話	自動機
本店営業部	〒853-0002 五島市中央町8番地15	0959-72-4181	ATM 1台
奈留出張所	〒853-2201 五島市奈留町浦1818-4	0959-64-2063	ATM 1台



本店役職員

地区一覧

五島市



奈留出張所職員

手数料一覧

(平成24年7月現在、単位：円)

●為替手数料

種類			組合員	組合員外
窓口振込	当組合同一店内	3万円未満	105	210
		3万円以上	210	420
	当組合他店宛	3万円未満	210	315
		3万円以上	315	525
	他行宛 (当組合以外)	3万円未満	525	630
		3万円以上	630	840
※ATM振込 (カード扱い)	当組合カード	3万円未満	0	105
		3万円以上	0	210
	他行宛	3万円未満	315	420
		3万円以上	420	630
	他行カード	3万円未満	420	420
		3万円以上	630	630
	他行宛	3万円未満	525	525
		3万円以上	735	735
	同一手形交換所内		210	210
	隔地間 (その他の金融機関宛)	至急扱い	630	840
		普通扱い	525	735
その他	振込・取立手形の組戻料			
	不渡手形返却料		630	840
	取立手形店頭呈示料			

※ATM振込（他行カード振込業務）の提携先は、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組、郵貯です。ATM振込の1日当たりご利用限度は100万円以内で、カードでのみ取扱い、現金でのご利用はできません。また、ATM振込の午後3時以降のご利用は、振込予約（翌営業日付）となります。

●CD・ATM利用手数料(払戻1回につき)

利用日	時間帯	当組合カード	他行カード
平日	☆ 8:30~18:00	0	105
	18:00~19:00	105	210
土曜日	☆ 9:00~14:00	0	105
	14:00~18:00	105	210
日曜・祝日		105	210
	9:00~18:00	105	210
年末・年始			

※CD・ATMでの1日あたりの払戻限度は100万円内です。

※上記☆印の時間帯では、「しんくみお得ネットサービス」(全国の提携信用組合間の自動機利用手数料が無料)が利用できます。(一部ご利用いただけないCD・ATMがございます。)

●その他の手数料

種類	料金
当座預金 小切手帳	1冊(50枚)
約束手形帳	1冊(50枚)
自己宛小切手発行	1枚
通帳証書等再発行	1枚
カード再発行	1枚
証明書発行 残高証明書	1通
融資証明書	1通
その他証明書	1通

※上記の手数料には消費税が含まれております。

社会的責任と地域貢献

①社会的責任に関する考え方

当組合は、五島市一円を営業地域とし地元の中小零細事業者や勤労者等が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき、運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民ひとりひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

②地域密着型金融推進の取組み状況

当組合では地域金融機関としての機能の向上を目指して「地域密着型金融推進計画」を策定し、計画の推進に取組んでおりますが、その取組内容を公表させていただいております。



(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

- ・信用保証協会の資金を活用し、新規創業事業の支援を致します。
- ・不良債権の新規発生防止や、要注意債権等の健全化や経営改善支援ができる態勢の強化に取組んでまいります。

(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底

- ・不動産担保、個人補償に過度に依存することなく、取引先企業の事業価値を見極める融資手法に取組んでまいります。
- ・大口の融資に偏ることなく、中小零細企業にマッチした商品の提供を推進してまいります。

(3) 地域の情報を活用した持続可能な地域経済への貢献

- ・組合員に対する相談機能を活かし地域に密着した融資の推進に努めます。

■金融を通しての地域貢献

（福江簡易手形交換所管内 3 行における当組合の貸出金シェア推移）

	22年3月末	23年3月末	24年3月末	前期増減
先 数	728	749	841	92
残高(百万円)	4,408	4,484	5,077	593
シェア(%)	13.8	15.2	17.6	2.4

◎お客様満足度向上運動

営業室窓口に“お客様の声”回収BOXの設置や郵送によるアンケート調査を毎年実施して、広くお客様のご意見、ご要望を収集し、より一層の経営改善に努めて参ります。

明るいムードの窓口、元気な挨拶、お客様のお役に立つをモットーにがんばっています。



本店融資相談コーナー

■トピックス

●融資相談会の実施！

毎週金曜日は、ご利用の利便性を考慮し、午後 5 時以降 8 時まで窓口を開放し、住宅ローン等の融資相談会を実施しております。

●早朝の清掃奉仕活動！

9月3日の「しんくみの日」にちなみ、毎月3日を清掃奉仕の日として、全役職員が店周を中心清掃活動を継続しております。



早朝よりいい汗かきました
(月例清掃参加者・本店)

総代会について

1. 総代会の仕組み、機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の運営に参加することになります。当組合では、組合員数が非常に多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関で、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款および総代選挙規程により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年、総代の定数は100人以上120人以内です。

地区別の定数は地区の組合員数と組合員数の按分比により算出しております。

(2) 総代の選出方法

営業店単位の地区別に総代を選出。地区に所属する組合員の中から推薦により総代候補者名簿を作成し、選挙により選出しますが、候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として、選挙は行っておりません。

3. 第55期通常総代会の決議事項

平成24年6月22日開催の第55期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認・可決されました。

第1号議案 第55期(平成23年度)計算書類等の報告と承認に関する件

第2号議案 第56期(平成24年度)事業計画案の承認に関する件

第3号議案 定款変更の件

第4号議案 任期満了による監事選挙に関する件



第55期通常総代会（平成24年6月22日、本店会議室）

総代のご紹介

平成24年7月現在 120人（平成24年5月選任）

地 区	総代数	総 代 氏 名								(敬称略：五十音順)	
本 店 (福江) (岐宿) (富江)	90	青山 和好	尼崎 玄之助	磯田 敏治	出口 好和	今村 音松	浦 昭	尾崎 和典			
		垣深 等	片山 秀光	樺島 泰宏	川口 銀四郎	北島 千代福	清瀧 誠司	小石 薫			
		才津 琳央	才津 勝	才津 学	才津 喜彦	堺 末喜	佐々木 虎登巳	薩本 憲英			
		瀬川 豊巳	宗 昭男	田中 忠昭	谷村 政信	堤 啓悟	戸川 六雄	富山 博弥			
		中尾 直一	長浜 五十和	中村 康弘	中村 吉廣	野口 喬史	野崎 巍	萩原 利彦			
		橋本 治平	畠中 キヌエ	畠中 久穂	平山 源一	藤田 正治	藤原 正廣	藤原 善栄			
		船越 忠昭	堀本 栄一	松本 和哉	的野 聰志	矢口 志朗	梁瀬 栄	山下 恒善			
		山田 明正	山田 定三	山田 洋一	山中 太一	山本 鶴男	山本 登	山本 稔			
		和田 稔	(有)有川喜石材店	(株)おおあらの里	海興水産(株)	片岡商店	合同建設(株)	五島運輸(株)			
		五島自動車(株)	五島乳業(協)	こばた電設(株)	(株)才津組	(株)坂口工業	三進コンクリート工業(有)	谷川製函(有)			
		(株)萩原組	平山建設(株)	福江ケーブルテレビ(株)	(株)福江薬局	(有)福江清掃社	(福)福江福祉会	マルイ(株)			
		山一資材(株)	菊谷 一志	菊谷 敏昭	小倉 鹿太郎	田端 重雄	柳田 靖夫	(株)出口組			
		(有)山下組	釜我鉄山	古本 純英	保田 哲	松本 茂人	三浦 洋介				
奈 留	30	石本 初治	岩田 萬一郎	岩村 清人	植木 良尚	小河原 悟	柿森 英治	柿森 誠			
		小島 政夫	窄中 静磨	城田 章一郎	城田 正明	鈴木 信吉	田中 稔	田中儀人			
		永峯 満	夏井 寅男	野茂 勇雄	橋口 剛一	橋口 卓臣	長谷川 春己	浜村 三雄			
		平山 清照	福嶋 熊雄	松下 登	松本 尚忠	村木 栄	築瀬 善正	山口 忠允			
		山下 公生	山中 忠義								

役員等の報酬体系

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。

また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期役員退職慰労金支給規程による引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分		当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	常勤 3名	22,005	25,000
	非常勤 5名	820	
監事	非常勤 2名	480	5,000
合計	10名	23,305	30,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 上記の支払人数、報酬支払額は開示対象役員でない非常勤役員も含めて記載しております。(期中に退任した者を含む)

3. 当期中、上記以外に支払った役員賞与金及び役員退職慰労金はありません。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項

該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、開示対象職員等に該当する者はおりませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めて記載することとしております。

2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「職員退職給与規程」に基づき支払っています。なお、当組合は、

非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

索引

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第7条および「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日付 金融庁告示第17号)」に基づき作成しています。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

概況・組織		有価証券に関する指標
事業方針	3	*商品有価証券の種類別平均残高 該当なし
*事業の組織	2	*有価証券の種類別残高及び平均残高 12
*役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	2	有価証券の残存期間別残高 12
*店舗一覧(事務所の名称・所在地)	32	有価証券の時価情報 12
自動機器設置状況、地区一覧	32	預証率(期末・期中平均) 10
組合員数	9	
*子会社の状況	該当なし	
主要事業内容		経営管理態勢に関する事項
*業務のご案内(主要な事業の内容)	30	*統合的リスク管理体制 28
業務に関する事項		*コンプライアンス(法令等遵守)体制 24
*事業の概況	3	*個人情報保護について 26
*経常収益	9	
業務純益	9	
*経常利益(損失)	9	
*当期純利益(純損失)	9	
*出資総額、出資総口数	9	
*純資産額	9	
*総資産額	9	
*預金積金残高	9	
*貸出金残高	9	
*有価証券残高	9	
*単体自己資本比率	9	
*出資に対する配当金	9	
*職員数	9	
主要業務に関する指標		財産の状況
*業務粗利益および業務粗利益率	9	*貸借対照表 4
*資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	9	*損益計算書、剰余金処分計算書 8
*資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	10	*リスク管理債権の状況 13
*受取利息、支払利息の増減	9	#金融再生法開示債権の状況 13
役務取引の状況	9	外貨建資産残高、オーバーバランス取引の状況 該当なし
その他業務収支の内訳	10	先物取引、オプション取引の時価情報 該当なし
経費の内訳	8	*貸倒引当金の期末残高及び期中増減額 17
*総資産経常利益率	10	*貸出金償却額 17
*総資産当期純利益率	10	*法定監査の状況 8
預金に関する指標		*代表理事による適正性・有効性の確認 8
*預金種目別平均残高	11	*信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する事項 該当なし
預金者別預金残高	11	
財形貯蓄残高	該当なし	
常勤役職員1人当たり預金残高	9	
1店舗当たり預金残高	9	
貸出金等に関する指標		自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項
*貸出金種類別平均残高	11	*自己資本の構成に関する事項 14
*貸出金担保の種類別残高	11	*自己資本の充実度に関する事項 15
*貸出金使途別残高	11	*信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く) 16
*貸出金業種別残高・構成比	11	*信用リスク削減手法に関する事項 18
*預貸率(期末・期中平均)	10	*派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項 18
消費者ローン・住宅ローン残高	11	*証券化エクスポージャーに関する事項 18
*代理貸付残高の内訳	10	*オペレーション・リスクに関する事項 18
常勤役職員1人当たりの貸出金残高	9	*出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 19
1店舗当たりの貸出金残高	9	*銀行勘定における金利リスクに関する事項 19
		*連結決算の状況 該当なし
その他の業務		
内国為替取扱実績		10
外国為替取扱実績、公共債券販売実績、公共債引受け額		該当なし
その他		
ごあいさつ		2
トピックス		33
社会的責任と地域貢献活動		33
当組合の沿革・あゆみ		2
当組合の考え方		3
キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み		22
キャッシュカード等の偽造・盗難被害等補償の取り組み		22
犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応		23
金融商品に係る勧誘方針／保険募集指針		25
預金等の保護		31
総代会のしくみ、総代氏名一覧		34
役員等の報酬体系		35
手数料一覧		32
金融円滑化に対する取組状況		20

(注) 財務データについては金額単位未満を切捨処理のため合計と一致しない場合があります。

*印は協金法施行規則、#印は金融再生法施行規則に規定されている法定開示項目です。

“豊かな地域社会づくりに奉仕する”

福江信用組合

〒853-0002 長崎県五島市中央町8番地15
TEL:0959-72-4181 FAX:0959-72-4173